

# 災害時における在宅ALS患者の 安全確保に関する協定 の改訂について

令和5年11月30日  
埼玉県難病対策協議会

埼玉県疾病対策課

## 概要

災害時において、ALS患者の情報を人工呼吸器メーカー、県が共有し、ALS患者の安全を確保する旨の協定を日本ALS協会埼玉県支部、人工呼吸器メーカー及び埼玉県において締結。

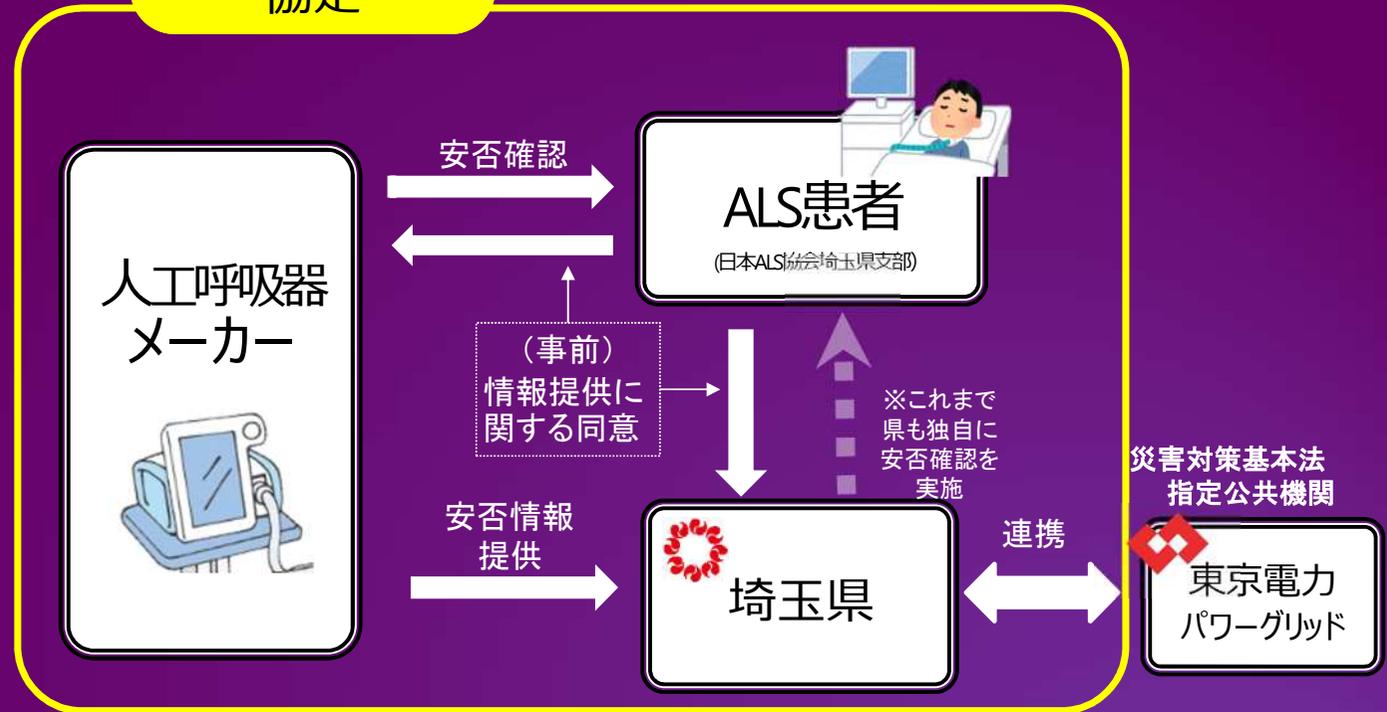
地震

台風

豪雨

豪雪

## 協定



日本ALS協会埼玉県支部、人工呼吸器メーカー、埼玉県、及び東京電力パワーグリッドで、必要な範囲内で個人情報を利用することについて、ALS患者は、主治医と予め面談し、同意を得た上で、同意書を提出する。

【参考】  
災害対策基本法

(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)  
第六条 (略)

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

## 令和5年度協定に関する改訂の内容

### ➤ 1. 安否確認を行うタイミング

#### 協定第2条

- ・震度 5 弱以上の地震発生時
- ・埼玉県を「**非常に強い**」又は「**猛烈な**」台風が直撃する見込みの場合
- ・県が独自に定める災害等の発生時

「**非常に強い**」又は「**猛烈な**」台風が直撃する見込みの場合

としていたが、**警戒レベル3**を目安とする。

5段階の警戒レベルと防災気象情報

警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報		相当する警戒レベル	
5	<b>命の危険 直ちに安全確保！</b>	<b>緊急安全確保</b> ※必ず発令される情報ではない	大雨 特別警報	※1 キキクル (危険度分布)	氾濫 発生情報	5 相当
<警戒レベル4までに必ず避難！>						
4	<b>危険な場所から 全員避難</b>	<b>避難指示</b> 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	土砂災害 警戒情報	※2 極めて 危険	氾濫 危険情報	4 相当
3	<b>危険な場所から 高齢者等は避難</b>	<b>高齢者等避難</b> 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	※1 大雨警報 洪水警報	警戒 (警報級)	氾濫 警戒情報	3 相当
2	<b>自らの避難行動 を確認</b>	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制)  第1次防災体制 (連絡要員を配置)	大雨警報に 切り替える 可能性が高い 注意報  大雨注意報 洪水注意報	注意 (注意報級)	氾濫 注意情報	2 相当
1	<b>災害への心構えを 高める</b>	・心構えを一段高める ・職員の間連絡体制を確認	早期 注意情報 (警報級の 可能性)	「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき 気象庁において作成		

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。

※2 「極めて危険」(濃い紫)が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃い紫」は大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みを活用することが考えられます。

## 令和5年度協定に関する改訂の内容

### ➤ 2. 安否確認の情報報告のタイミング

第1報は **速やかに**報告するものとする。

**原則、発災後24時間以内**

### ➤ 3. 同意者リストの**年1回以上の全体更新**

例) 住所、人工呼吸器メーカーなど

## 現在の締結状況（R5年10月末時点）

同意書提出者 22人



人工呼吸器メーカー

東京電力

県内保健所

該当者を随時情報共有

情報連絡会 定期開催（年2回予定）

構成：人工呼吸器メーカー、ALS協会事務局、埼玉県

R5第1回情報連絡会 4月開催済



6月「台風2号の影響による大雨」、9月「台風13号」の際に  
人工呼吸器メーカーから、協定に基づく安否確認情報が提供されました。  
安否確認情報について、該当保健所へ情報提供しました。

引き続き、協定の実効性を確保するために、協定締結者及び保健所との連携に努めます。

ご清聴ありがとうございました。

